

特定創業支援等事業による 支援を受けたことの証明書の発行について

赤磐市では、国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、創業を予定されている方や創業して間もない方を対象に「特定創業支援等事業」を実施しています。「特定創業支援等事業」による支援を一定以上受けた方は、申請をすると証明書の発行を受けられます。

証明書により利用できる各種支援制度については、裏面をご覧ください。

■ 対象者 ■

下記一覧に記載されている特定創業支援等事業（※）による支援を受け、創業を行おうとする個人または創業後5年未満の個人もしくは法人

〈特定創業支援等事業一覧〉（令和6年4月時点）

対象事業	支援機関
・あかいわ創業塾 ・創業支援窓口	赤磐商工会
・創業相談窓口 ・分野別ミニ創業塾、事業計画書作成研修	（公財）岡山県産業振興財団

※特定創業支援等事業とは？

創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓の知識取得を目的として継続的に行う創業支援です。

■ 申請方法 ■

以下の書類を赤磐市商工観光課まで提出してください。

申請書	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書
添付書類	・ 支援機関が発行する特定創業等支援事業の修了証の写し ・ （※既に創業している方のみ）開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し

■ 注意事項 ■

- ・ 証明書には有効期限があります。
- ・ 証明書発行まで、1～2週間程度かかりますので、スケジュールに余裕を持って申請してください。
- ・ 証明書の発行後、市からの後日調査（創業状況など）にご協力いただきますようお願いいたします。

■ 申請・お問い合わせ先 ■

赤磐市役所 産業振興部 商工観光課
〒701-2292 赤磐市町苅田516
TEL：086-955-2037（直通）
FAX：086-955-6860

市HPから申請書を
ダウンロードできます。



証明書により利用できる各種支援制度について

※支援制度の詳細は各機関へお問い合わせください。

1. 会社設立時の登録免許税の減免

対象者：創業を行おうとする者または創業後5年未満の個人

赤磐市内で会社を設立する場合、登記に係る登録免許税が軽減されます。

株式会社	資本金の0.7%→0.35%に軽減 ※最低税額15万円の場合は7.5万円の軽減
合同会社	資本金の0.7%→0.35%に軽減 ※最低税額6万円の場合は3万円の軽減
合同会社・合資会社	合同会社1件につき6万円→3万円に軽減

※1 次の場合には、登録免許税の軽減措置を受けることはできません。

- ・会社を設立して創業した者が組織変更を行う場合
- ・赤磐市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合または会社を設立する場合

※2 登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

2. 創業関連保証の特例

対象者：創業を行おうとする者

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用できます。

創業関連保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会または金融機関に証明書を提出してください。※別途、審査あり

3. 新創業融資制度の自己資金要件充足（日本政策金融公庫）

対象者：創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者

新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、同制度を利用できます。※別途、審査あり

4. 新規開業資金の貸付利率の引き下げ（日本政策金融公庫）

新規開業資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用できます。※別途、審査あり